

# 気象(警報)発表時の対応について

気象に関する警報の発表等におけるキャリア支援センターの行事等の開催・中止基準は以下の表のとおりです。

|      | 幸町キャンパス       |  | 創造工学部キャンパス    |   | 農学部キャンパス      |  |
|------|---------------|--|---------------|---|---------------|--|
| 対象警報 | 特別警報          | 気象警報<br>(大雨・洪水・暴風・大雪)  | 特別警報          | 気象警報<br>(大雨・洪水・暴風・大雪)   | 特別警報          | 気象警報<br>(大雨・洪水・暴風・大雪)  |
| 対象地域 | 高松市           |  | 高松市           |   | 高松市または三木町     |  |
| 対応方法 | 全ての行事等を<br>中止 | <ul> <li>●午前6時30分発表中その日の行事等は中止</li> <li>●午前6時30分以降に発表発表された時刻以降に開始する行事等は中止</li> <li>●午前10時30分解除午後1時以降の行事等は実施</li> </ul> | 全ての行事等を<br>中止 | <ul> <li>●午前6時30分発表中 その日の行事等は中止</li> <li>●午前6時30分以降に発表 発表された時刻以降に開始する行事等は中止</li> <li>●午前10時30分解除 午後1時以降の行事等は実施</li> </ul> | 全ての行事等を<br>中止 | <ul> <li>●午前6時30分発表中その日の行事等は中止</li> <li>●午前6時30分以降に発表発表された時刻以降に開始する行事等は中止</li> <li>●午前10時30分解除午後1時以降の行事等は実施</li> </ul> |

# キャリア支援センター



気象に関する警報の発表等の場合におけるキャリア支援センターの行事 及び催し物開催・中止の基準について

キャリア支援センターの行事及び主催する催し物(以下「行事等」という。) に関して、特別警報及び気象警報の発表等の場合における開催・中止の措置は、次の基準による。

なお、中止の措置については、ホームページへの掲載等により周知する。

#### 1 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、原則として、当該キャンパスにおける全ての行事等を直ちに中止する。

## 2 気象警報の発表による場合

## (1) 中止の対象となる警報の種類及び地域

大雨、洪水、暴風又は大雪の警報(以下「大雨警報等」という。)が、下表に指定する地域において発表があった場合は、原則として、当該キャンパスにおける全ての行事等を中止する。

| 対象キヤンパス    | 中止となる警報の発表地域                 |
|------------|------------------------------|
| 幸町キヤンパス    | 高松市に大雨警報等が発表された場合            |
| 創造工学部キャンパス | 高松市に大雨警報等が発表された場合            |
| 農学部キャンパス   | 高松市または三木町のいずれかに大雨警報等が発表された場合 |

#### (2) 基準となる時刻:

午前6時30分に大雨警報等が発表されている場合、原則として、その日の行事等は中止する。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する行事等は原則として中止する。ただし、午前10時30分の時点で大雨警報等が解除された場合は、午後1時以降に開始される行事等は実施する。

#### 3. その他非常時の場合

行事等の開催・中止については、キャリア支援センター長が判断し措置する。

附則

この申合せは、平成30年7月19日から施行し、平成30年7月10日から適用する。 附 則

この申合せは、令和2年8月24日から施行する。